

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録試験事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録試験事務を開始する日

第六条の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定（第六条の二第二項第三号を除く。）は、前項の登録の更新について準用する。

（登録試験事務の実施に係る義務）

第六条の五 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第六条第二項及び第七号から第十九号の二までの規定並びに第六条の三第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第六条の六 登録試験実施機関は、第六条の三第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録試験事務規程）

第六条の七 登録試験実施機関は、登録試験事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録試験事務の実施に関する規程（以下「登録試験事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録試験の受験申請に関する事項
- 二 登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録試験の日程、公示方法その他登録試験の実施の方法に関する事項

四 登録試験の問題の作成及び登録試験の合否判定の方法に関する事項

五 終了した登録試験の問題及び登録試験の合格基準の公表に関する事項

六 登録試験の合格証書の交付及び再交付に関する事項

七 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

八 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

九 不正受験者の処分に関する事項

十 その他登録試験事務の実施に関し必要な事項

（登録試験事務の休廃止）

第六条の八 登録試験実施機関は、登録試験事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録試験事務を休止又は廃止しようとする事務所の所在地
- 三 登録試験事務を休止又は廃止しようとする日
- 四 登録試験事務を休止しようとする期間
- 五 登録試験事務を休止又は廃止しようとする理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第六条の九 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第六条の十 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験実施機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（適合命令）

第六条の十一 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第六条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第六条の十二 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第六条の五の規定に違反していると認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同条の規定による登録試験を行うべきこと又は登録試験事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第六条の十三 国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録

を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の停止を命ずることができる。

一 第六条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第六条の六から第六条の八まで、第六条の九第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第六条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第六条の十四 登録試験実施機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 一 登録試験の受験手数料の収納に関する事項
- 二 登録試験の受験申請の受理に関する事項
- 三 登録試験の採点結果及び合否判定に関する事項
- 四 登録試験の合格証書の交付等に関する事項
- 五 その他登録試験の実施状況に関する事項

2 登録試験実施機関は、次の各号に掲げる書類を備え、登録試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 登録試験の受験申請書及び添付書類
- 二 終了した登録試験の問題及び答案用紙

（登録試験事務の引継ぎ）

第六条の十五 登録試験実施機関は、第六条の八の規定により登録試験事務を休止又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなつた場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 前条第一項の帳簿及び同条第二項の書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 その他国土交通大臣が必要と認める事項

（報告の徴収）

第六条の十六 国土交通大臣は、登録試験の実施のため必要な限度において、登録試験実施機関に対し、登録試験事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（公示）

第六条の十七 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第六条の六の規定による届出があつたとき。
- 三 第六条の八の規定による届出があつたとき。

四 第六条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録試験実施事務の停止を命じたとき。

（自動車整備士の養成施設の指定等）
第六条の十八 法第五十五条第三項の自動車整備士の養成施設の指定（以下「養成施設の指定」という。）は、次に掲げる養成施設の種類別に行う。

一 一種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有しない者を対象とする養成施設）

二 二種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者を対象とする養成施設）

2 養成施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を、指定を受けようとする養成施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなればならない。

一 養成施設の名称及び所在地並びに代表者の氏名

二 受けようとする養成施設の指定の種類

三 養成施設の課程の名称及び定員、当該課程において養成を受けることができる者の資格及び養成しようとする整備士の種類並びに当該課程の修業年限

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 規則又は学則

二 学校教育法第四条（同法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による学校の設置の認可を受けた者にあつては、認可書の写し

三 教育を行う者の氏名、略歴及び担当科目を記載した書面

四 教育科目、時間数等教育の内容を記載した書面

五 教科書

六 教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の概要を記載した書面

4 養成施設の指定を受けた者は、第二項第一号及び第三号並びに前項第四号及び第六号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に變更届を第二項の地方運輸局長に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、養成施設の指定を受けた者が自動車整備士の養成に不適當であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（二級の技能検定）
第七条 一の級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車に、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車整備士（一級）	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱い	一 基本工作 二 点検、分解、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一時的なコミュニケーション技術を含む。） 三 修理（修理の必要なコミュニケーション技術を含む。） 四 計量器及び工具の取扱い
自動車整備士（二級）	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い	一 基本工作 二 点検、分解、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一時的なコミュニケーション技術を含む。） 三 修理（修理の必要なコミュニケーション技術を含む。） 四 計量器及び工具の取扱い

第八条 二級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車に、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

（二級の技能検定）

（自動車タイヤ整備士等の技能検定）
第十条 自動車タイヤ整備士等の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の装置の種類に、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車タイヤ整備士（一級）	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱い	一 基本工作 二 点検、分解、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一時的なコミュニケーション技術を含む。） 三 修理（修理の必要なコミュニケーション技術を含む。） 四 計量器及び工具の取扱い
自動車タイヤ整備士（二級）	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱い	一 基本工作 二 点検、分解、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一時的なコミュニケーション技術を含む。） 三 修理（修理の必要なコミュニケーション技術を含む。） 四 計量器及び工具の取扱い

（三級の技能検定）
第九条 三級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車に、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車整備士（三級）	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱い	一 基本工作 二 点検、分解、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一時的なコミュニケーション技術を含む。） 三 修理（修理の必要なコミュニケーション技術を含む。） 四 計量器及び工具の取扱い
自動車整備士（四級）	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱い	一 基本工作 二 点検、分解、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一時的なコミュニケーション技術を含む。） 三 修理（修理の必要なコミュニケーション技術を含む。） 四 計量器及び工具の取扱い

技能検定の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車タイヤ整備士（一級）	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱い	一 基本工作 二 点検、分解、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一時的なコミュニケーション技術を含む。） 三 修理（修理の必要なコミュニケーション技術を含む。） 四 計量器及び工具の取扱い
自動車タイヤ整備士（二級）	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱い	一 基本工作 二 点検、分解、調整及び完成検査（これらの実施に必要な一時的なコミュニケーション技術を含む。） 三 修理（修理の必要なコミュニケーション技術を含む。） 四 計量器及び工具の取扱い

第十一条から第十六条まで 削除

（二級の受験資格）
第十七条 一級自動車整備士（総合）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
一 二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者
二 一級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

三 二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車整備士（総合）の課程を修了したもの

2 一級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 二級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者
- 二 二級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車整備士（二輪）の課程を修了したもの
- 三 前項第一号又は第三号に掲げる者

（二級の受験資格）

第十八条 二級自動車整備士（総合）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者
- 二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- イ 職業能力開発促進法による職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの
- ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者
- ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四十九号）による四級海技士（機関）又はこれより上級の資格の海技士
- ニ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者

ホ 高等学校に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することに於いての外国政府の検定に合格した者

ヘ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（以下「大学」という。）又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

- ト 一種養成施設の二級自動車整備士（総合）の課程を修了した者
- チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者
- リ 国土交通大臣が、三級自動車整備士（総合）の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたとする者

一 自動車タイヤ整備士等の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

- イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者
- 三 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が一年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四 二級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

五 職業能力開発総合大学校修了者

六 一種養成施設の二級自動車整備士（総合）の課程を修了した者

七 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

- 八 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたとする者
- 二 二級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

- イ 前項第一号の二イからハまでに掲げる者
- ロ 一種養成施設の二級自動車整備士（二輪）の課程を修了した者
- ハ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士（二輪）の課程を修めて卒業した者
- ニ 国土交通大臣が、三級自動車整備士（二輪）の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたとする者
- 三 前項第二号イ又はロに掲げる者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が一年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

五 一種養成施設の二級自動車整備士（二輪）の課程を修了した者

六 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士（二輪）の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

七 前項（第一号の三及び第四号を除く。）に規定する受験資格を有する者

八 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたとする者

- （三級の受験資格）
- 第十九条 三級自動車整備士（総合）又は三級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 自動車整備作業（三級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車等の整備作業を含む。以下同じ。）に関し一年以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

二 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し六月以上の実務の経験を有するもの

- イ 前条第一項第二号イ又はロに掲げる者
- ロ 前条第一項第一号の二ロからホまでに掲げる者
- ハ 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者
- 三 前条第一項第一号の二イ若しくはハからリまで又は第五号に掲げる者
- 第十九条の二 自動車タイヤ整備士の受験資格（自動車タイヤ整備士等の受験資格）
- 一 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

- 二 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの
- イ 第十八条第一項第二号イ又はロに掲げる者
- ロ 前条第二号ハに掲げる者
- ハ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの
- 三 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- イ 第十八条第一項第五号から第八号までに掲げる者
- ロ 自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者
- ハ 職業能力開発校において自動車車体整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの
- 四 一種養成施設の受けようとする技能検定に係る整備士を養成する課程を修了した者
- 五 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の受けようとする技能検定に係る整備士を養成する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 六 国土交通大臣が、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し、前各号に掲げる者の有する技能と同等以上の技能を有すると認めたる者

(技能検定の申請)

第二十條 技能検定を受けようとする者は、受けようとする技能検定の種類ごとに、申請書（第一号様式）を最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、学科試験又は実技試験（以下「試験」という。）を受ける者にあつては、当該申請書に申請前六箇月以内に撮影した写真（脱帽し正面から写した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、裏面に受けようとする技能検定の種類、生年月日及び氏名を記載したもの。）一葉を添付しなければならない。

2 前項の申請書を提出する者は、受験資格を有することを証する書面を提示しなければならない。	3 第六条第三項又は第四項の規定により試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受ける資格を有することを証する書面を提示しなければならない。	4 運輸監理部長又は運輸支局長は、第一項の申請書を受理したときは、遅滞なく地方運輸局長を経由して国土交通大臣に進達しなければならない。
（技能検定の合格通知）		
第二十一條 国土交通大臣は、技能検定に合格した者に対し、合格証書（第二号様式）を交付する。		
附 則		
1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。	2 道路運送車両法施行法（昭和二十六年法律第百八十六号）第十条に規定する種類は、旧自動車整備士技能検定規則（昭和二十四年運輸省令第五十号。以下「旧令」という。）による左表上欄の技能検定については、同表下欄のこの省令による技能検定とする。	旧令による技能検定のこの省令による技能検定の種類
自動車ガソリンエンジン整備士三級の技能検定	自動車ガソリンエンジン整備士三級の技能検定	自動車ガソリンエンジン整備士三級の技能検定
自動車ディーゼルエンジン整備士三級の技能検定	自動車ディーゼルエンジン整備士三級の技能検定	自動車ディーゼルエンジン整備士三級の技能検定
自動車ディーゼル機器整備士三級の技能検定	初級自動車ディーゼル機器整備士三級の技能検定	自動車ディーゼル機器整備士三級の技能検定
電気自動車電機整備士三級の技能検定	電気自動車電機整備士三級の技能検定	電気自動車電機整備士三級の技能検定
小型四輪ガソリン自動車及び三輪自動車ガソリンエンジン整備士三級の技能検定	小型四輪ガソリン自動車及び三輪自動車ガソリンエンジン整備士三級の技能検定	小型四輪ガソリン自動車及び三輪自動車ガソリンエンジン整備士三級の技能検定
三輪自動車整備士三級の技能検定	三輪自動車整備士三級の技能検定	三輪自動車整備士三級の技能検定
二輪自動車整備士三級の技能検定	二輪自動車整備士三級の技能検定	二輪自動車整備士三級の技能検定

自動車電機整備士三級の技能検定	初級自動車電機整備士三級の技能検定	自動車電機整備士三級の技能検定
電気自動車蓄電池整備士三級の技能検定	電気自動車蓄電池整備士三級の技能検定	電気自動車蓄電池整備士三級の技能検定
自動車三機の技能検定	自動車三機の技能検定	自動車三機の技能検定
自動車三機整備士三級の技能検定	自動車三機整備士三級の技能検定	自動車三機整備士三級の技能検定
三輪自動車整備士二級の技能検定	三輪自動車整備士二級の技能検定	三輪自動車整備士二級の技能検定
二輪自動車整備士二級の技能検定	二輪自動車整備士二級の技能検定	二輪自動車整備士二級の技能検定

1 旧令による技能検定を受け、その学科試験に合格した者は、前項に規定する種類の技能検定の学科試験に合格した者とみなす。

附 則（昭和二十七年九月二四日運輸省令第八一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年四月二七日運輸省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際現に二級二、三輪自動車整備士の資格を有する者並びに三級二、三輪自動車整備士の資格を有する者は、それぞれ、二級三輪自動車整備士及び二級二輪自動車整備士の資格を有する者並びに三級三輪自動車整備士及び三級二輪自動車整備士の資格を有する者とみなす。

附 則（昭和三十一年一月九日運輸省令第六三三号）抄

1 この省令は、昭和三十一年十二月一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に改正前の規定により一級、二級又は三級の自動車整備士の資格を有する者は、それぞれ改正後の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士の資格を有する者とみなす。

3 この省令の施行の際、現に改正前の規定により初級の自動車整備士の資格を有する者は、二級の技能検定の受験については、改正後の規定による三級の自動車整備士の資格を有する者とみなす。

4 この省令の施行の際、現に改正前の規定により二級の自動車整備士の資格を有する者であつて、当該技能検定に合格した日から学科試験の日までに自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するものは、改正後の第十七条第一号の規定にかかわらず、一級の技能検定の受験資格を有するものとする。

5 この省令の施行の際、現に改正前の規定により三級の自動車整備士の資格を有する者であつて、当該技能検定に合格した日から学科試験の日までに自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するものは、改正後の第十八条第一号の規定にかかわらず、二級の技能検定の受験資格を有するものとする。

6 この省令の施行の際、現に改正前の規定により二級の自動車整備士の資格を有する者は、他の種類の二級の技能検定の受験については、改正後の第十八条第一号の規定にかかわらず、二級の技能検定の受験資格を有する者とみなす。

7 この省令の施行の際、現に改正前の規定により学科試験に合格した者は、自動車整備士技能検定規則第六條第二項の規定の適用については、改正後の規定による同一種類の技能検定の学科試験に合格した者とみなす。

附 則（昭和三十一年一月一七日運輸省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年一月一五日運輸省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際現に指定を受けている自動車整備技術講習所において、昭和三十三年二月三十一日までに当該講習所の課程を修了した者に対する技能検定の試験の免除については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に改正前の第十九條第一項第七号の規定により受けた認定は、改正後の同号の規定に基づいて受けたものとみなす。その認定の申請についても、同様とする。

附 則（昭和三十三年一月三十一日運輸省令第一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十九條第一項の改正規定は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月二四日運輸省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年三月三十一日運輸省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十一日運輸省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年一〇月二二日運輸省令第四一〇号）

1 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、第五条第二項、第十八条第一項第四号イ並びに第十九条第一項第二号へ及び同項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際自動車整備作業に関する実務の経験（二級の技能検定に合格した日以降のものに限る。次項において同じ。）を有する者が二級の技能検定を受けようとする場合の受験資格については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（次項において「新規則」という。）第十八条第一項第一号の規定は、この省令の施行の日から三年間は、同号中「三年」とあるのを「二年」と読み替えて適用する。

3 この省令の施行の際自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者が二級の技能検定を受けようとする場合の受験資格については、新規則第十八条第一項第二号の規定は、この省令の施行の日から一年六月間は、同号中「一年六月」とあるのを「二年」と読み替えて適用する。

附則（昭和五三年五月六日運輸省令第二三三号）

1 この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧規則」という。）の規定による二級三輪自動車整備士又は三級三輪自動車整備士の資格を有する者については、旧規則第二条の規定は、なおその効力を有する。

3 この省令の施行の際現に道路運送車両法第五十五条第三項の規定により試験の免除を受ける資格を有する者に係る第六条第三項の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五四年二月一日運輸省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年九月二日運輸省令第二二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年四月九日運輸省令第二〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和五八年二月二三日運輸省令第五一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長

（施行期日）

1 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行する。

附則（昭和六〇年六月二五日運輸省令第五〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年九月三〇日運輸省令第三二〇号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則第六條第三項に規定する長期指導員訓練課程を修了した者については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「新規則」という。）第六條第三項に規定する指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附則（昭和六二年三月二六日運輸省令第二七〇号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧規則」という。）の規定による三級軽自動車整備士の資格を有する者については、旧規則第二条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四〇号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年五月二四日運輸省令第一五〇号）

（施行期日）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附則（平成五年五月二七日運輸省令第一六〇号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附則（昭和五九年二月二五日運輸省令第一八〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年二月二五日運輸省令第一八〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

下「新規則」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧規則」という。）第六條第三項に規定する職業能力開発促進法による職業訓練大学校において、運輸装置科又は産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、新規則第六條第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発大学校において、産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

3 この省令の施行の際現に旧規則の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期大学校の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千六百時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第十八条第一項第一号の二に掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

4 この省令の施行の際現に旧規則の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期大学校の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が三千二百時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第十八条第一項第四号イに掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

5 旧規則第一号様式による申請書は、新規則の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 第十二条の規定 平成六年十二月一日

附則（平成八年八月二〇日運輸省令第四七〇号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月二五日運輸省令第一八〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の自動車整備士技能検定期則第一号様式による自動車整備士技能検定期則第一号様式による改正前の優良自動車整備事業者認定規則第一号様式による優良自動車整備事業者認定申請書、第三条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則第十号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十五号様式による検査標準再交付申請書・臨時検査合格標準再交付申請書・自動車予備検査証再交付申請書・限定自動車検査証再交付申請書・軽自動車届出済証再交付申請書、予備検査申請書、自動車予備検査証記入申請書及び軽自動車届出書（臨時運転番号標符と証の交付を受けようとする場合）、第十条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「旧様式省令」という。）専用第五号様式及び第八号様式による継続検査申請書及び自動車検査証記入申請書・備考欄補助シート並びに第十二条の規定による改正前の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令第二号様式、第三号様式及び第四号様式による継続検査申請書・臨時検査申請書・分解整備検査申請書、自動車検査証返納証明書交付申請書及び自動車検査証再交付申請書・限定自動車検査証再交付申請書は、それぞれ第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定期則第一号様式、第二条の規定による改正後の優良自動車整備事業者認定規則第一号様式、第三条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第十号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十五号様式、第十条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「新様式省令」という。）専用第五号様式及び第八号様式並びに第十二条の規定による改正後の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令第二号様式、第三号様式及び第四号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附則（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第七一七号）
 （施行期日）
 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、次項及び附則第三項の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

2 （経過措置）
 この省令による改正前の自動車整備士技能検定期則（以下「旧規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定期則（以下「新規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

3 旧規則第十八条第五号に規定する職業能力開発大学校修了者については、新規則第十八条第五号に規定する職業能力開発総合大学校修了者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附則（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第七二七号）
 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年八月六日運輸省令第三七七号）抄
 （施行期日）
 1 この省令は、平成十一年九月三十日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の自動車整備士技能検定期則第一号様式による自動車整備士技能検定期則申請書は、同条の規定による改正後の同様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、すでに合格した整備士の種類欄には、自動車整備士技能検定期則第十七条から第十九条までの該当する整備士の種類を記入するものとする。

附則（平成一二年九月三〇日運輸省令第四二七号）
 （施行期日）
 1 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 （経過措置）
 この省令による改正前の自動車整備士技能検定期則第六条第三項に規定する雇用促進事業団が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に

ついては、この省令による改正後の自動車整備士技能検定期則（以下「新規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附則（平成一二年一〇月一三日運輸省令第三五五号）
 （施行期日）
 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 （経過措置）
 この省令による改正前の自動車整備士技能検定期則第一号様式による自動車整備士技能検定期則申請書は、この省令による改正後の同様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、同様式中「既に合格した整備士」とあるのは「既に合格した整備士等」と、「第6条第2項」とあるのは「第6条第5項」と、「第6条第3項」とあるのは「第6条第6項」と、「第19条」とあるのは「第19条の2」と読み替えるものとする。

附則（平成一二年一二月二九日運輸省令第三九七号）
 （施行期日）
 1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 （経過措置）
 第二条 この省令による改正前の船舶法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先人免許再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験/第一次/第二次/受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による自動車整備士技能検定期則第一号様式による自動車整備士技能検定期則申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式による臨時運転番号標符と証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する

省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その二による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までの自動車登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証返納証明書、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業者登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附則（平成一五年九月一七日国土交通省令第九二号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧検定規則」という。）第六条第六項の表第五号又は第六号の国土交通大臣が別に定める試験に合格した者は、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「新検定規則」という。）第六条第六項の表第五号の登録を受けた者が行う試験に合格した者とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧検定規則第六条第六項の表第五号若しくは第六号の指定を受けている試験又は同条第八項若しくは第九項の指定を受けた試験を実施する者は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新検定規則第六条第六項の表第五号の登録を受けた者が行う試験又は同号の登録を受けた者とみなす。

4 旧検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書は、新検定規則第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び附則第三条の規定は、平成十六年三月一日から施行する。
（自動車整備士技能検定規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則第六項に規定する雇用・能力

開発機構が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下この条において「新規則」という。）第六条第六項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
（助教授の在職に関する経過措置）

2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授として在職とみなす。

一から四まで 略
五 自動車整備士技能検定規則第六条の三

附則（平成一九年五月一七日国土交通省令第六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中自動車整備士技能検定規則第六条第六項の改正規定 公布の日
（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定規則別表の規定の適用については、平成二十年八月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附則（平成二三年七月一日国土交通省令第五〇号）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二三年九月三〇日国土交通省令第七四号）
この省令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月一九日国土交通省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号）
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年五月二五日国土交通省令第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第一条及び次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。
（第一条の規定による自動車整備士技能検定規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に次の表の上欄に掲げる者に該当する者については、同表の下欄に掲げる者に該当するものとして第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「第一条改正後規則」という。）の規定を適用する。

旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による自動車整備工を促進法（昭和四十四年法律第四十四号）に合格した者

旧技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）による内燃自動車

旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による自動車整備工を促進法（昭和四十四年法律第四十四号）に合格した者

工に係る技能者養成指導員検定に合格した者

独立行政法人雇用・能力開発機構法職業能力開発を廃止する法律（平成二十三年法律促進法による第二十六号）附則第二条第一項の規職業能力開発定により解散した独立行政法人雇総合大学校に用・能力開発機構が設置していた職において産業機業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者

旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者

独立行政法人雇用・能力開発機構法職業能力開発を廃止する法律による廃止前の独立促進法による行政法人雇用・能力開発機構法（平職業能力開発成十四年法律第七十号）附則第六校において自条の規定による廃止前の雇用・能力自動車整備科を開発機構法（平成十一年法律第二十訓練科とする号）附則第十二条の規定による廃止職業訓練の課前の雇用促進事業団法（昭和三十六程を修了した年法律第十六号）附則第十八条の者であつて、規定により雇用促進事業団が設置及訓練期間が一び運営を行つていた高等職業訓練校年以上で訓練において自動車整備科を訓練科とする時間が千四百職業訓練の課程を修了した者であつて、時間以上で職間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの

旧職業訓練法による一般職業訓練所若しくは総合職業訓練所において自動車整備工若しくは内燃機関整備工を訓練職種とする職業訓練の課程又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法第四十条の専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者（以下「旧公共職業訓練校修了者」という。）であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの

旧職業訓練法による一般職業訓練所若しくは総合職業訓練所において自動車整備工若しくは内燃機関整備工を訓練職種とする職業訓練の課程又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法第四十条の専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者（以下「旧公共職業訓練校修了者」という。）であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの

旧職業訓練法による一般職業訓練所若しくは総合職業訓練所において自動車整備工若しくは内燃機関整備工を訓練職種とする職業訓練の課程又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法第四十条の専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者（以下「旧公共職業訓練校修了者」という。）であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの

旧職業訓練法による一般職業訓練所若しくは総合職業訓練所において自動車整備工若しくは内燃機関整備工を訓練職種とする職業訓練の課程又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法第四十条の専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者（以下「旧公共職業訓練校修了者」という。）であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの

旧職業訓練法による一般職業訓練所若しくは総合職業訓練所において自動車整備工若しくは内燃機関整備工を訓練職種とする職業訓練の課程又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法第四十条の専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者（以下「旧公共職業訓練校修了者」という。）であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの

に掲げる自動車整備士の課程を修了した者とみなす。

一級の二級自動車整備士(総合)の課程及び一級自動車整備士(二輪)の課程	三十一
二級の二級自動車整備士(総合)の課程及び二級自動車整備士(二輪)の課程	三十二
三級の二級自動車整備士(総合)の課程及び三級自動車整備士(二輪)の課程	三十三
二級の二級自動車整備士(総合)の課程及び二級自動車整備士(二輪)の課程	三十四
三級の二級自動車整備士(総合)の課程及び三級自動車整備士(二輪)の課程	三十五
二級の二級自動車整備士(総合)の課程及び二級自動車整備士(二輪)の課程	三十六
三級の二級自動車整備士(総合)の課程及び三級自動車整備士(二輪)の課程	三十七
二級の二級自動車整備士(総合)の課程及び二級自動車整備士(二輪)の課程	三十八
三級の二級自動車整備士(総合)の課程及び三級自動車整備士(二輪)の課程	三十九
二級の二級自動車整備士(総合)の課程及び二級自動車整備士(二輪)の課程	四十
三級の二級自動車整備士(総合)の課程及び三級自動車整備士(二輪)の課程	四十一
二級の二級自動車整備士(総合)の課程及び二級自動車整備士(二輪)の課程	四十二
三級の二級自動車整備士(総合)の課程及び三級自動車整備士(二輪)の課程	四十三
二級の二級自動車整備士(総合)の課程及び二級自動車整備士(二輪)の課程	四十四
三級の二級自動車整備士(総合)の課程及び三級自動車整備士(二輪)の課程	四十五
二級の二級自動車整備士(総合)の課程及び二級自動車整備士(二輪)の課程	四十六
三級の二級自動車整備士(総合)の課程及び三級自動車整備士(二輪)の課程	四十七

第七條 第二條改正前規則第一号様式による申請書は、第二條改正後規則第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

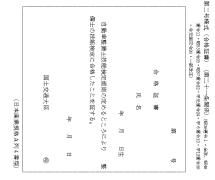
附 則 (令和五年九月二十九日国土交通省令第七六号)

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

別表(第六條の二、第六條の三関係)

- 一 試験室
- 二 実技試験の受験者が受験前に待機するため
の部屋
- 三 登録試験に必要な自動車及び自動車の装置
- 四 プレス
- 五 エア・コンプレッサ
- 六 チェーン・ブロック
- 七 ジャッキ
- 八 バイス
- 九 充電器
- 十 ドリル
- 十一 グライнда
- 十二 卓上ボール盤
- 十三 給油器具
- 十四 アーク溶接器
- 十五 ガス溶接器
- 十六 定盤
- 十七 ノギス
- 十八 トルク・レンチ
- 十九 インパクト・レンチ
- 二十 マイクロ・メータ
- 二十一 ボルト・メータ
- 二十二 アンペア・メータ
- 二十三 ホイール・バランス
- 二十四 ばね秤
- 二十五 Vブロック
- 二十六 スコヤ
- 二十七 油圧計
- 二十八 振動計
- 二十九 燃圧計

第二号様式(合格証書)(第二十一条関係)



- 三十一 エンジン・オイル油圧計
- 三十二 ジーゼル・エンジン回転計
- 三十三 オシロ・スコープ
- 三十四 外部診断器
- 三十五 サークット・テスタ
- 三十六 比重計
- 三十七 コンプレッション・ゲージ
- 三十八 ハンデイ・バキューム・ポンプ
- 三十九 エンジン・タコ・テスタ
- 四十 タイミング・ライト
- 四十一 スプリング・テスタ
- 四十二 ラジエータ・キャップ・テスタ
- 四十三 バッテリ・テスタ
- 四十四 シックネス・ゲージ
- 四十五 ダイアル・ゲージ付トースカン
- 四十六 トーイン・ゲージ
- 四十七 キャンバ・キヤスタ・キングピン・ゲージ
- 四十八 ターニング・ラジアス・ゲージ
- 四十九 タイヤ・ゲージ
- 五十 タイヤ・デプス・ゲージ
- 五十一 キャリバ・ゲージ
- 五十二 シリンダ・ゲージ
- 五十三 バキューム・ゲージ
- 五十四 検車装置
- 五十五 一酸化炭素測定器
- 五十六 炭化水素測定器
- 五十七 黒煙測定器
- 五十八 ブレーキ・テスタ
- 五十九 サイド・スリップ・テスタ
- 六十 ホイール・アライメント・テスタ
- 六十一 スピッド・メータ・テスタ
- 六十二 音響計
- 六十三 ヘッド・ライト・テスタ
- 六十四 ホイール・ブロー
- 六十五 ベアリング・レース・ブロー
- 六十六 給脂器具
- 六十七 部品洗浄槽
- 六十八 バルブ・シート・カッタ
- 六十九 バルブ・リフタ
- 七十 スケール
- 七十一 直定規
- 七十二 温度計
- 七十三 オパシメータ

第一号様式(申請書)(第二十条関係)